

もだま通信

No.29 2013.10.1発行

特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

草津市野村八丁目5番19号

サニーハイツピア105号室

TEL 077(598)0246 FAX 077(598)0888

Eメール modama.npo@triton.ocn.ne.jp



第二回運営適正化委員会を開催しました

湖南4市からの受託事業である、「成年後見制度利用促進事業」の中で設置が謳われている運営適正化委員会を、9月20日（金）もだまの事務所で開催いたしました。委員会設置の趣旨は、当法人の事業や活動に必要な助言をいただくことで、委員には、滋賀県の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会からご推薦いただいた方々に就任いただいています。

今回の会議では、法人の運営状況、事業の現状報告、事例検討の他、苦情解決についての議論や相互の情報提供・情報交換を行いました。

苦情解決については、法人としての透明性を明確にするための苦情解決体制の整備について、今回、当委員会でご意見をいただくことになりました。委員の皆様からは、苦情解決体制の整備の必要性は認めるが、どの程度のものを苦情とするか、苦情解決の仕組みづくりなどが課題であるなどの貴重なご意見をいただきました。

今後、いただきましたご意見を参考に、検討を重ねていきたいと思います。



～障害者の権利擁護推進事業～ 講演会を開催しました

去る9月26日、草津市役所において、障害者の権利擁護推進事業の一環として、草津市障害児（者）自立支援協議会、草津市、当法人が主催となり、講演会を開催いたしました。

特定非営利活動法人PASネット 理事長 上田晴男氏を講師として迎え「障害者を地域でどう支え、守るか」～権利擁護で暮らしを支える～をテーマにご講演いただき、約100名のご参加をいただきました。

権利擁護支援とは本人自身の生きる力を発揮させるための支援であり、本人を中心としたネットワークである支援の輪が本人の生活を支え、守ることに繋がるとのお話を聴き、本人の意思を尊重した支援の在り方について、今一度考えさせられた講演会であったように思います。

また、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法についてお話しいただき、虐待防止法の目的の中で養護者支援が謳われている通り、虐待とは虐待者も困っている状態にあり、いつでもどこにでも起こり得る可能性があるという認識を持って対応していく必要性を感じました。





後見活動日誌

B子さんの後見人に選任されたのは1年前です。B子さんは一人暮らしをされていましたが、その頃すでに病気のため歩行困難で、1日のほとんどを自室で過ごされていました。そのため、B子さんには地域の方やケアマネさんの他、多くの支援者がおられ、定期的にケース会議を開催し、B子さんが安心して地域で暮らせるよう支援されており、もだまも支援者の一員となりました。そのケース会議を通じ、B子さんがずっと自宅で過ごしたいと願っておられること、支援者がご本人の意思を尊重し支援されてきたことを感じました。

そのうちにB子さんの状態が徐々に悪化し、要介護3から要介護4、そして自力で食事を摂ることもできず、万が一の時の緊急通報のボタンを押すことも危ういような状態となり、要介護5の認定を受けるまでとなりました。後見人としてどこまでご本人の意思を尊重し、在宅生活を継続するのか、悩みに悩みジレンマを抱えながらケース会議に臨みました。会議において、B子さんの現状から支援者全員が危機感を共有することができ、在宅生活の限界を確認する結果となりました。

B子さんが施設で生活されてもうすぐ一ヶ月となります。ほぼ寝たきりであったB子さんが、今では介助用スプーンを使ってご自分で食事をされたり、フロアで他の利用者さんと過ごされており、普通の生活を送られています。先日の面会時には、「宅配弁当や訪問入浴サービスを断ってね。ヘルパーさんや皆さんにお世話になったわ。」とおっしゃるB子さんは、とても穏やかでまるで別人のように見えました。今から思えば、B子さんはどうやら支援者の決意を内心では認めていただいていたのでは・・・

トピッタス

新しい定款が認証されました

NPO法の改正及び法人運営の効率化、機動性向上のために、定款を全面的に見直しました。理事会・総会の議決を経て、6月11日に県に受理され、8月20日に認証されました。

大津家裁の事務調査

9月26日午後 大津家裁の2名の担当者が来所されました。当センターが法人後見組織として適正かどうかについて調査に来られ、運営体制や事業報告、リスク管理などについて報告しました。また「もだま」からも家裁に対し要望をお願いしました。全般的に家裁からみた「もだま」についての評価は、法人後見組織として期待いただいているとの感触を得ました。

新しいスタッフの紹介

7月よりもだまの一員になりました相談員の田中美穂子と申します。まだまだ分からることはばかりですが、先輩方に教えていただきながら、そして現場に出て試行錯誤しながら感じ、受け止め、勉強させていただいています。成年後見、権利擁護などの相談に対し、支援ができるよう努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ致します。



8月より事務員として勤務している

國松雅美と申します。

まだまだ戸惑うことも多いですが、周りの方にご指導いただきながら少しづつでも成長していけたらと思っております。
どうぞよろしくお願ひ致します。